

# 被爆者介護保険利用料助成に認知症対応型共同生活介護等(グループホーム)が助成対象として加わります！

令和 3 年 4 月 1 日から、「**認知症対応型共同生活介護等(グループホーム)**」を利用した場合、介護保険サービスに要した費用の利用者負担 1 割、2 割又は 3 割(※)に相当する額が公費助成されます。

## 1. 対象者

被爆者健康手帳をお持ちで、要介護認定または要支援認定を受けている方。

※要支援 1 の方は利用できません。

## 2. 手続き

被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提出してください。

なお令和 3 年 4 月～7 月利用分(令和 3 年 5 月～8 月審査分)については、一旦自己負担していただき、本市へ償還払申請をいただくことで助成させていただく場合がございます。(償還払申請については裏面参照。)

## 3. 被爆者介護保険利用料助成対象サービス

		サービスの種類	公費助成の内容
介護給付	居宅サービス	訪問介護（低所得世帯の被爆者に限る。）	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担 1 割、2 割又は 3 割に相当する額
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		認知症対応型通所介護	
		地域密着型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		看護小規模多機能型居宅介護	
	施設サービス	介護老人福祉施設への入所	
予防給付	介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	
		<b>介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</b>	
総合事業 日常生活支援 介護予防・	訪問型サービス	訪問介護サービス（低所得世帯の被爆者に限る。）	介護保険サービスに要した費用の利用者負担 1 割、2 割又は 3 割に相当する額
		生活援助特化型訪問サービス（低所得世帯の被爆者に限る。）	
	通所型サービス	1 日型デイサービス	
		短時間型デイサービス	

**【新規追加】  
令和 3 年 4 月  
利用分から**

## 4. お問い合わせ窓口

各区厚生部地域支えあい課又は、

広島市健康福祉局原爆被害対策部援護課（TEL:082-504-2194）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

# 被爆者介護保険利用料助成金支給申請（償還払）について

## （１）必要書類（対象サービスが認知症対応型共同生活介護の場合）

- ① 被爆者介護保険利用料助成金支給申請書（償還払用）
- ② 該当月分の領収書
- ③ 介護給付費明細書等

※ ①について… 利用月ごと、利用事業者ごとに必要です。月ごとに変更のない項目（氏名や生年月日等）をまず記入してそれをコピーし、月ごとに変わる項目（利用月など）を追記して作成いただくのは差し支えございません。

※ ③について… 「サービス利用票及びサービス利用票別表」や「請求明細書」でも代用可能です（サービスに要した費用や単位などの細かい内訳が記載されている書類）②の領収証に内訳が記載されている事業所様であれば、省略可能です。

## （２）申請期限について

申請期限は代金の支払日（領収証の領収日）の翌日から2年間です。（例：令和3年4月利用分の代金を、令和3年5月15日に支払っている場合、令和5年5月15日が申請期限です。）

申請期限内であれば、複数月分の申請をまとめて提出していただいても構いません。

## （３）償還払い申請後の支給について

当該申請が多数見込まれるため、申請から助成金の振込まで時間を要する場合がございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、助成金の支給が決定次第、被爆者本人様へ通知いたします。

## （４）申請先

各区厚生部地域支えあい課又は、

広島市健康福祉局原爆被害対策部援護課（TEL:082-504-2194）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号